## 令和5年6月30日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである(23名)

伊 藤芳 則 2番 Щ 田 真一郎 3番 増 田 誠 宏 1番 4番 徳 畄 真 紀 5番 掛 田 勝 彦 6番 中 原 秀 樹 7番 橋 寿 文 8番 重 信 惠美子 月 好 範 9番 Щ 村 11番 新 田真 12番 藤 尚 弘 13番 横 光 春市 14番 木 深由希 15番 黒 藤 井 憲一郎 鈴 木 靖 治 16番 17番 弓 掛 元 18番 保 実 治 19番 大 森 俊 和 20番 竹 原孝 副山 21番 齊 木 亨 22番 杉 原 利 明 23番 新家良和 24番 伸 小 田 次

## 2 欠席議員は次のとおりである(1名)

10番 宍 戸 稔

## 3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市 長 畄 誠 志 副 市 長 本 昌 福 総務部長 Ш 亮 健 副 市 長 堀 細 美 経営企画部長 笹 尚 潔 史 地域振興部長 矢 野 美由紀 市民部長 花 谷 E 福祉保健部長 治 上 立 周 市民病院部事務部長 子育て支援部長 長 真由美 片 尚 子 松 光 産業振興部長併農業委員会事務局長 建設部長 中 廣 晋 加 藤 伸 司 危機管理監 平 田 大 教 育 長 迫 田 隆 範 Щ 教育次長 子 君田支所長 影 敬 宮 脇 有 山 布野支所長 才 田 申 士 作木支所長 坂 田 保 彦 吉舎支所長 中 治 三良坂支所長 賀 克 博 畑 幸 三和支所長 甲奴支所長 細 美寿 彦 秋 山 和 宏 監查事務局長供選挙管理委員会審局長 濵 П 觔

## 4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(5名)

事務局長 玉 児 隆 次 長 石 田 和 也 政務調査係長 友 議事係長 仁 彦 間 原 福 紀 脇 坂 由 美 政務調査主査

# 5 会議に付した事件は次のとおりである

日程	番号	議案番号	件名
第	1		(総務常任委員長報告4件)
		議案第64号	三次市支所設置条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
		議案第65号	三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
			(案) (原案可決)
		議案第68号	工事請負契約の締結について (原案可決)
		議案第70号	三次市過疎地域持続的発展計画の変更について(原案可決)
第	2		(教育民生常任委員長報告1件)
		議案第66号	三次市税条例の一部を改正する条例(案)(原案可決)
第	3		(産業建設常任委員長報告3件)
		議案第67号	三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例
			(案) (原案可決)
		議案第69号	市道路線の認定及び変更について (原案可決)
		請願第1号	公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書の
			提出について(採択)
第	4		(予算決算常任委員長報告2件)
		議案第71号	令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)(原案可決)
		議案第72号	令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算(第2号)(案)(原
			案可決)
追加	日程	発議第4号	議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)に
第	1		対する附帯決議 (案) (採択)
第	5	議案第73号	財産の取得について (原案可決)
Feeting.	-	<i>&gt;</i> 4 <i>d</i> 5 <i>b</i> 6 <i>q</i> . □	
第	6	議案第74号	三次市副市長の選任の同意を求めることについて(原案同意)
第	7	発議第5号	地方財政の充実・強化に関する意見書(案) (原案可決)
第	8	発議第6号	公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書 (案) (原案可決)

# 令和5年6月三次市議会定例会議事日程(第5号)

(令和5年6月30日)

293
:例
293
293
293
294
名 4件) 一部を改正する条例(案)
295
295
見
295
298
÷) ·····298
(案)
299
306
307
307
·······309

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## ——開議 午前10時 0分——

○議長(山村惠美子君) 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は令和5年6月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決等を行います。

ただいまの出席議員数は23人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、伊藤議員及び山田議員を指名いたします。

この際、御報告をいたします。本日の会議の欠席者として、宍戸議員から一身上の都合により欠席する旨、届出がありました。

次に、昨日、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定及びこれに準じ市が出資している法人の経営状況説明書の提出があり、受理しています。受理しました法人は次のとおりです。一般社団法人地域包括支援センターみよし、株式会社君田トエンティワンです。これらの説明書についてはタブレットに掲載しておりますので、御確認ください。

以上で報告を終わります。

なお、暑いと思われる方は適宜上着をお取りください。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

### 日程第1 総務常任委員長報告4件

議案第64号 三次市支所設置条例の一部を改正する条例(案)

議案第65号 三次市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (案)

議案第68号 工事請負契約の締結について

議案第70号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長(山村惠美子君) 日程第1、議案第64号三次市支所設置条例の一部を改正する条例(案) 外3議案を一括議題といたします。

議案4件について、総務常任委員長の報告を求めます。

(総務常任委員長 横光春市君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 横光総務常任委員長。

[総務常任委員長 横光春市君 登壇]

○総務常任委員長(横光春市君) 皆さん、おはようございます。総務常任委員長報告を行います。 今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案4件について、その審査の 経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月26日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いた しました。 議案第64号三次市支所設置条例の一部を改正する条例(案)外3議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第64号は、三次市甲奴支所仮庁舎に来庁される方の安全の確保と利便性への配慮、三次 消防署甲奴出張所に係る車両の動線の確保には特に留意願いたい。

議案第68号工事請負契約の締結については、応札機会拡大に係る研究をさらに進められたい。 以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(山村惠美子君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山村惠美子君) 討論なしと認めます。

これより議案第64号外3議案を採決いたします。

議案4件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号外3議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告1件

議案第66号 三次市税条例の一部を改正する条例(案)

○議長(山村惠美子君) 日程第2、議案第66号三次市税条例の一部を改正する条例(案)を議題 といたします。

議案1件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 保実教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 保実 治君 登壇〕

**〇教育民生常任委員長(保実 治君)** 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長報告を 行います。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月27日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いた

しました。

議案第66号三次市税条例の一部を改正する条例(案)については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(山村惠美子君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山村惠美子君) 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

議案1件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

#### 日程第3 産業建設常任委員長報告3件

議案第67号 三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案)

議案第69号 市道路線の認定及び変更について

請願第 1号 公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書 の提出について

〇議長(山村惠美子君) 日程第3、議案第67号三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部 を改正する条例(案)外1議案及び請願第1号公共財としての種子を保全・活用するための施 策を求める意見書の提出についてを一括議題といたします。

議案2件及び請願1件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 弓掛産業建設常任委員長。

〔產業建設常任委員長 弓掛 元君 登壇〕

○産業建設常任委員長(弓掛 元君) 今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案2件及び請願1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月23日に委員会を開催し、議案審査においては、担当部長等の出席を 求め、現地調査を実施しました。また、請願については、提出者の趣意説明、趣意説明に対す る質疑を行い、慎重に審査いたしました。

議案第67号三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)外1議案 については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しま した。

次に、請願第1号公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書の提出については、審査の結果、賛成多数をもって採択してよいものと決しました。

提出者からは、広島県農業ジーンバンク廃止の決定を受けて、広島県の食料の安全保障と農業の持続的発展に影響を及ぼす可能性が生じてくるのではと感じている。広島県農業ジーンバンクに保管されている約1万8,000点ある種子のうち、廃棄予定だった約1万2,000点が希望に応じ教育機関や市町へ配布される方針に変更されたことについては広島県に感謝しているが、それが種子の活用に結びつくのかという疑問が残る。かけがえのない種子を有効に活用していくためには、しっかりとした目的や計画、体制を整えていかなければならない。これまで広島県農業ジーンバンクは、失われつつある農産物種子の保存とその再活用、この2つの役割を大きく担っていた。広島県農業ジーンバンクが担ってきた機能、そして、種子を活用できるシステムを引き続き広島県の政策として考えていただきたいとの説明がありました。

また、県内では有機農業を営む提出者からは、自身も種取りをして農業を行っているが、気候変動の影響で年々種取りが難しくなっている。今までであれば、生産者同士の種を融通し合うなど、種の入手は安定していたが、生産者自体が減少し、種取りをする農家も減ってきている。そのような中で、保全された種子の貸出しをしてくれる公的機関の存在が本当に心のよりどころとなっているとの説明がありました。

これに対して委員からは、広島県にどういった施策をしてもらいたいのかとの質疑があり、 広島県議会や広島県の執行部の意見だけでなく、もっと広く意見を聞き、次の世代が種子を活 用できる施策を打ち出してほしいという回答がありました。

討論で述べられた意見は次のとおりです。

初めに、不採択とすべきであるとして述べられた内容としましては、広島県農業ジーンバンク廃止後の種子の取扱いとして、広島県議会において、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構へ譲渡を行い、種子については、直ちに全てを廃棄するのではなく、利用者や市町など関係者の意見を聞きながら有効な活用方法について検討していきたいと考えていると答弁されております。広島県がジーンバンクを廃止した理由として、財政上の問題と利用の低迷が挙げられており、三次市の農家の利用も極めて低く、三次市の農業政策に対する影響もそう大きくないと感じる。廃止を決断されたことに対しては、いわゆる選択と集中という観点からも、広島県が取られた措置についても十分理解できるとの意見が出されました。

次に、採択すべきであると述べられた内容としては、広島県農業ジーンバンクが保有する1 万8,000点以上の種子は、県民にとって大きな宝であり、財産でもある。今後起こり得る食料 難への備え、また、作物を改良していく上でも、これらの種子は必要とされる。請願者の説明 でも、県の対応は評価できる部分はあるが、十分ではない旨が述べられており、その内容は理 解できるものである。次世代の農業のためにも、今ある種子をしっかり管理し、守っていくべきだとの意見が出されました。

採決の結果、本請願は賛成多数をもって採決すべきものと決しました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(山村惠美子君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 藤井議員。
- **〇16番(藤井憲一郎君)** 質問いたします。

先ほど委員長報告にもありましたけれども、ジーンバンクは本年3月に既に閉所となっています。所有していた種子の多くは筑波へ送られて、それ以外の廃棄予定だった種子は各市や町や大学などの研究機関等に譲渡するように県の対応も変化してきていると思います。委員会の中で、本市からこの請願を意見書としてこのタイミングで上げることでどのような効果が期待されるのかということ、そして、この種子をどう管理しようとするのかという議論はあったのでしょうか。質問いたします。

(産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 弓掛委員長。
- ○産業建設常任委員長(弓掛 元君) このことを出すことについてどんな効果があるかということだったんですけれども、効果については、はっきりとは私のほうからは答弁できないとは思うんですけれども、3月で県議会のほうで一応ジーンバンクのほうが廃止になっとるんですけれども、その後もやはり皆様の声がたくさん出た関係で、いろんな後利用のことを一生懸命考えていただいているという状況はあるかと思っております。ですから、三次市がこれを出したからといって物すごい効果があるというのは分かりませんけれども、やはり声として、県内、特に中山間地区の市町からの声を出すということで、残りの種子に関する扱いなどもしっかりとしたものになっていくと期待をして出すということであります。

それと、保存方法については、質疑がなかったので、控えさせていただきます。

○議長(山村惠美子君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山村惠美子君) 討論なしと認めます。

これより議案第67号外1議案及び請願第1号を一括採決いたします。

議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

請願1件については採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号外1議案及び請願1件は委員長の報告のとおり可決及び採択されました。

## 日程第4 予算決算常任委員長報告2件

議案第71号 令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案) 議案第72号 令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算(第2号)(案)

〇議長(山村惠美子君) 日程第4、議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)

(案) 外1議案を一括議題といたします。

議案2件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 杉原予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 杉原利明君 登壇]

○予算決算常任委員長(杉原利明君) 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月28日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いた しました。

議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)外議案1件については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第71号の備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設事業の実施に当たっては、 備北地区消防組合と連携して、早期に地元への丁寧な説明を行うなど、円滑な推進を図られた い。また、議会に対しても、進捗に応じて丁寧な説明と報告に努められたい。

電力・ガス・食品等価格高騰対応生活応援給付事業については、市内に本社がある三次藩札 取扱い加盟店での使用率が年々下がっている状況の中で、できるだけ地元企業を使用してもら えるような仕組みづくりを今後検討されたい。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金や子育て世帯生活支援特別給付金(大学生等世帯分)事業など、現金を給付する事業については、今後、マイナンバーカード活用を検討されたい。

過年災害農地復旧事業及び過年災害農業施設災害復旧事業においては、今後、受益者の負担 軽減を図るため、受益者負担の上限を定めることも検討されたい。

議案第72号令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算(第2号)(案)については、公共 用地先行取得に当たっては、市民のために、防災上、適切に機能が発揮できるよう、早期の計 画づくりに取り組まれたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見につ

いても、今後、施策に十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(山村惠美子君) ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 討論なしと認めます。

これより議案第71号外1議案を採決いたします。

議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 竹原議員。
- ○20番(竹原孝剛君) 動議を提出させていただきたいと思います。

議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)に対する附帯決議(案)を 申し上げたいと思います。

提出者は、重信好範議員、掛田勝彦議員、伊藤芳則議員、竹原孝剛でございます。

○議長(山村惠美子君) それでは、附帯決議の提案です。

ただいま、竹原議員ほか3名から議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号) (案)に対する附帯決議案の動議が提出されました。

この動議は、1名以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りいたします。

議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)に対する附帯決議(案)を 日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)に対する附帯決議(案)を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

追加日程第1 発議第4号 議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案) に対する附帯決議(案)

○議長(山村惠美子君) 追加日程第1、発議第4号議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)(案)に対する附帯決議(案)を議題といたします。

発議者からの説明を求めます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

**〇20番(竹原孝剛君)** ただいま御上程になりました発議第4号について、提出者を代表して提 案理由の説明を申し上げます。

提出者は、重信好範議員、掛田勝彦議員、伊藤芳則議員と私、竹原孝剛でございます。

本案は、三次議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第4号

議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)

に対する附帯決議 (案)

令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)中、歳出予算に係る備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設については、現在地が浸水想定区域内にあり、かつ築40年が経過した施設で老朽化が進んでいることから、安全な場所への移転は必要と考える。更には広島県高平施設の用地を移転場所として選定した根拠として示された、備北地区消防組合が移転先に示す6つの条件に基づく他の候補地との比較結果は、理解できるものである。

しかしながら、当該用地は幹線道路までの接続に不安があること、現在地と道路事情・交通 事情が異なることについて、これまでも意見が多く出されたところである。

よって、備北地区消防組合と綿密に連携をとり、消防力が十分に発揮され、市民の安全・安心な生活に寄与するよう、着実に条件整備を進められたい。

そして、予算執行に当たっては、地域住民への情報公開、進捗状況に応じた議会への説明を 求めるものである。

以上ここに決議する。

令和5年6月30日

三 次 市 議 会

何とぞ全員の御賛同いただきますようにお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

O議長(山村惠美子君) 質疑を願います。

(24番 小田伸次君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 小田議員。
- **〇24番(小田伸次君)** 今提出されたこの発議に対して質問させていただきたいというふうに思います。

つい先ほど予算決算常任委員長の委員長報告の中に取りまとめられた意見の内容とほぼほぼ 同じ内容での提出であります。これについて、この予算決算常任委員会というものは全員出席 での委員会でありまして、委員長によって、付すべき意見がありますかという時間を設け、皆 様の意見をまとめて、そして、先ほど委員長が報告された内容とほぼほぼ同じものを出された ということ。これに関して、この予算決算常任委員会の委員長報告というものを軽んじるもの になるのではないかということを危惧しますけども、その辺についてのお考えはいかがなもの かということが 1 点。

そして、執行部と議会というのは二元代表制でありますけれども、やはりそこには信頼関係というものがあって、お互い前進していくものだというふうに感じております。この委員長報告に対するものと内容がほぼほぼ同じものを出されるということは、議会は執行部のやることを信用しておりませんよということにつながらないかどうか。その辺のところの考えをお聞かせ願いたい。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 竹原議員。
- ○20番(竹原孝剛君) 先ほどの予算決算常任委員長の報告ではもちろん我々も意見も申し上げて、意見を採用させていただいた。それはあくまでも議会の意見書、常任委員会の意見書ということでありますから、単独であるわけじゃない。じゃけえ、議案の中には2つあるわけで、そこが色濃く出るということではない。丸々同じでもないんですが、同じような趣旨ではあるということは理解しています。先ほどあったように、我々の議決権は、執行部はもちろん執行権としてありますが、我々の議決権とすれば、やはりこの建設に対して責任を持たなくてはならない。そのための議決でなくてはならないと。意見だけじゃなくて、議決をこの議会として責任を持つよということでなくてはならないと思います。あえて附帯決議をつけて、執行部にももちろん要望しますが、我々議会もこの建設については責任を持つよということで、やはり議決として内外に明らかにして、本当によいものを建てていくと。信頼関係を持って、よいものを建てていくというのは当たり前のことだというふうに思います。

以上です。

○議長(山村惠美子君) ほかに質疑はありませんか。

(16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 藤井議員。
- ○16番(藤井憲一郎君) 提案者に質問させていただきます。

提出者の中に、大変申し上げにくいんですが、我々、先日の予算決算常任会、全員そろって 質疑をさせていただいて、議論をさせていただいた上で、予算決算常任委員長、副委員長に最 終的に意見の取りまとめをお願いさせていただいたわけなんですが、副委員長の名前が入って いるということについて、提案者として何か思いといいますか、それについて大変違和感を感 じるわけなんですが、それについて御説明いただければなと思います。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 竹原議員。
- **〇20番(竹原孝剛君)** 御存じのように、委員会というのは予備審査機関ですから、議会の本会 議というのは会議ですから、だから、基本的には予備審査機関での議論と、ここでは本会議と して名前を上げて、それははっきりとそういう施策に展開をするということはよかろうという

ふうに私は思います。

以上です。

○議長(山村惠美子君) そのほか、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより発議第4号に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。また、討論は簡潔にお願いいたします。

それでは、まず反対の討論を許します。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 杉原議員。
- **〇22番(杉原利明君)** 私には、ただいまの附帯決議が言い訳、パフォーマンスのように感じられますので、賛同しかねますので、反対の討論をさせていただきます。

三次市議会においては、委員会中心主義を取り、議案の精査を行ってきました。まして、予算決算常任会においては、議長を除く全議員で審査を行い、付すべき意見も全員から聴取しているところであり、おとといもそうさせていただきました。これまでの三次市議会の歴史上もそうであったとおり、先ほどの私の委員長報告は、全議員の思いを詰めたものです。そういった意味で言えば、今回の決議は、私から言わせていただければ、委員会軽視であり、ただのパフォーマンスにすぎないというふうに思います。

議場は、議論を尽くして議決をする場所であり、自分のエゴやプライドを誇示する場所ではないし、パフォーマンスを披露する場所でもない。そもそも3月の消防組合議会において全員一致で可決しておきながら、その後、説明不足などというのは本当に言語道断。説明不足と思ったなら、議会において、議場において状況を明らかにして、それが明白になった上で議決すべきが当たり前のことです。そう習ってきました。

さらに、5月臨時会においては、予算を減額修正し、今6月定例会では実質否決したものと 全く同じ予算案に賛同するという信じられない行動に出ていると。1か月しかたたんうちに全 く同じ予算案の採決を変えること自体、私には不思議な話であり、この一連の流れは、まさに 議会軽視、さらに、今回、委員会軽視までやってくれたなという感じがしております。

今回の附帯決議案は、既に三次市が行うと約束したものにほかならず、国において、一部の 政党がよくやるパフォーマンスと何ら変わらない、国民の理解の得られない示威的行為にしか 見えません。こういったことで自分たちの立場を取り繕うのではなく、1か月前の判断は間違いだったと認め、一致団結して新消防庁舎建設事業のスタートを切るべきだというふうに思っています。特に、一部議員には言いたい。もうこれ以上、自分のすねに自分で傷つけることはやめなさいよと。議会における信頼を失っていますよと。今ならぎり踏みとどまれるというふうに思います。

以上のことを本人に伝わることを願って、私からの親心の籠もった反対討論とさせていただきます。皆さんには何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(山村惠美子君) 次に、賛成の討論を許します。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 藤岡議員。
- ○12番(藤岡一弘君) このたび上程されました議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算 (第2号)に対する附帯決議(案)に賛成の立場として、3つの点で討論をさせていただきます。

まず1つ目でありますが、附帯決議の性質についてです。附帯決議とは、議案を可決する際に議会の意思を表明するものです。附帯決議には法的な拘束力というものはありませんが、執行部としては、議会の意思を尊重することが求められ、政治的責任が生じ、これを無視することはできないことになっています。住民代表である議会がその意思を内外に示すことにより、世論の喚起などを通じた政治上、事実上の効果は小さくありません。

2つ目に、この備北地区消防組合本部・三次消防署新庁舎の建設が市民の方々にとってとて も重要であるということです。市民の命と財産を守るためにも、消防施設はとても重要です。 それゆえに、消防能力が十分に発揮されるように着実に準備を進め、事業の執行が行われなけ ればなりません。

最後に、3つ目は、この新庁舎建設に対するこれまでの経緯です。先ほど、信用する、信用しないという意見がございましたが、はっきり申し上げますと、その話になったときに、信用するに決まっているじゃないですか。例えば災害時、私も皆さんもそうですけれども、市役所の前を通ることがあります。4階の電気が最後までついているなとか、または、コロナのときは、2階の電気が最後までついているなとか、そういった執行部、そして市役所の職員の方々の努力を目に見てきております。その信用があるからこそ、一般質問などにおいて、我々議員は質問に徹するのではなく、提案をする一般質問を行っているわけです。しかし、この議会という場におきまして、または二元代表制という制度におきまして、信用する、信用しないという次元ではございません。我々議会はどの視点に立って物事を考えるべきでしょうか。それは執行部の側に立つ視点でしょうか、それとも個人の感情、プライドに立つべきでしょうか。違います。市民の方々の視点に立つべきです。先輩議員の言葉をお借りするならば、市民の生活が一番です。

この件につきましては、5月の臨時会におきまして、一般会計予算(案)から、新庁舎の設

計費など2億6,100万円を減額する修正案を賛成多数で可決され、そして、三次市土地取得特別会計補正予算(案)を賛成少数で否決されました。このことを受けて、今年の5月の市議会全員協議会におきまして、高平施設と市保有地4か所の候補地について、立地条件について分析結果を示していただきました。そして、この執行部からの分析結果や今定例議会での説明があったからこそ、先日の予算決算常任委員会において全員一致で可決し、本会議においても可決されたものだと思います。そして、これまでの全員協議会や臨時議会、定例議会など、様々な場面で、特定の会派、議員だけでなく、多くの会派、そして多くの議員から、この事業に対する質疑や意見が多く出されています。臨時会での背景や、これまでの市議会からの質疑や意見が多く出されています。臨時会での背景や、これまでの市議会からの質疑や意見が多く出された、その経緯を考えると、執行部側に対して、多くの市民の方々に影響を与える重要施設である消防庁舎の建設について、引き続き地域住民などの市民の方々への丁寧な事業説明、そして議会への進捗状況の説明を求めることは、議会の機能、役割、そして、住民代表である議会の意思として当然であり、必要であると言えます。

以上、3つの点を議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号)に対する附帯決議(案)への全員の賛同を求める賛成討論とさせていただきます。

- 〇議長(山村惠美子君) 次に、反対討論を許します。
  - (13番 横光春市君、挙手して発言を求める)
- 〇議長(山村惠美子君) 横光議員。
- O13番(横光春市君) 発議第4号、予算決算常任委員会委員長報告の補正予算に対する附帯決議(案)に反対の立場で討論に参加させていただきます。

今回の附帯決議案は、議長を除く全議員で構成する予算決算常任委員会において付すべき意見として発言された事項であり、その委員会の中で、委員長報告のまとめについては委員長、副委員長に一任されたところであります。委員長報告には、附帯決議事項は委員長報告に網羅されていると私は考えておりますし、その上で附帯決議を行うことは、予算決算常任委員会の議論、意見、あるいは委員長、副委員長でまとめた委員長報告を軽んじる行為であると言わざるを得ません。

また、情報公開や地元説明においては、備北地区消防組合において、令和5年4月1日から4月30日までの間の期間において、備北地区消防組合本部・三次消防署新庁舎整備事業に関するパブリックコメントを募集し、市民からの意見に対する消防本部の考え方を記載し、備北地区消防本部のホームページで公表していることが確認できております。また、地元説明も今後計画しているところであり、これに関わる附帯決議は、既に実行したり、計画したりしているところであり、附帯決議を行う必要はなく、予算決算常任委員長報告で十二分と考え、以上の理由により、発議第4号に対しての附帯決議に対する反対の立場での討論とさせていただきます。

- ○議長(山村惠美子君) 次に、賛成の討論を許します。
  - (11番 新田真一君、挙手して発言を求める)
- 〇議長(山村惠美子君) 新田議員。

## ○11番(新田真一君) 発議第4号に賛成の立場で討論に参加します。

議員必携第11次改訂新版によると、議決権は、議会の持つ権限の中で最も本質的、基本的なものであり、議会の存在目的からも第一に挙げられる権限であると書いてあります。議決の重さを分かっとらんいうて何回も言われました。軽んじたわけではないと思うんですが、その意味で、議決の重さについて、今の期日や今回の消防施設等に関わる一連の流れを自分なりに反省しながら振り返りますと、3月議会定例会において、我々は2024年度の骨格予算を決議しました。重いと思います。その後、消防議会が開かれまして、備北消防議会の予算が決議された。ここの予算金額が違っていたというのがそもそものボタンの掛け違いの始まりではなかったかと思います。

議決は重い。どっちが重いんですかね。そうなんです。同じだと私も思います。だけど、両立しませんよね。こっちの金額とこっちの金額は違うんですか。それをめぐる質疑の中で、消防議会事務局の答弁は、市と調整を図り、これを決めたと。我々消防議員、一部議員は多分、一部議員であるという自覚があります。我々消防議員は、場合によっては、議会全体に対してこの計画を説得する側に回らなくてはいけない。この間の消防議会全員協議会で庄原の議員さんもそのように言われた。そうだと思います。

ところが、3月27日の時点で、私は消防議員として初めて基本計画書を見せていただきました。三次市議会はそれより早かったんですよ。それまで、この基本計画について消防議会でもんだことはありません。その日初めてです。給食調理場で随分いろいろ議論がありました。私も教育民生常任委員としてそれに参加し、教育民生常任委員会は、委員長さんも頑張られたんですかね、19回審議したんですよ。委員会を開いて。調理場建設について。なのに、同じぐらいの予算規模なのに、消防議会前に市議会に諮って、消防議会はその後聞いて、その後聞いたときに、何がどうこの後足されて、何がどうなるかも知らんまま5月の臨時議会に臨みました。

臨時議会では、御存じの、先ほどあったとおり、修正案が可決されましたから、予算は否決された。これも議決です。同じ重さですよね。そして、今回のこの6月定例会での議決の、先ほど予算決算報告あって、それが承認されたということは議決された。そして、さらにそれに附帯決議をここに提案されたわけですが、これは、繰り返しますがね、給食調理場は19回委員会を開いて、ああだこうだと、その後も、工事の進捗状況じゃ、課題じゃ、何が増えたじゃ、減ったじゃという議論はずっと続いています。これは議会の大事な役割だと思います。改めて言いますが、議決は重いんですよ。これは発議です。議決です。報告じゃありません。重いので、大事だと思って、賛成します。

○議長(山村惠美子君) 次に、反対の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) これをもって討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

なお、起立困難な方は挙手を願います。

本案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(山村惠美子君) 御着席ください。同数であります。

ただいまの起立採決の結果、可否同数でございますので、地方自治法第116号第1項の規定 により、議長において、本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、議長は可とし、採択といたします。

よって、発議第4号議案第71号令和5年度三次市一般会計補正予算(第2号) (案) に対する附帯決議(案) は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

## 日程第5 議案第73号 財産の取得について

○議長(山村惠美子君) 日程第5、議案第73号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

**○副市長(堂本昌二君)** ただいま御上程になりました議案第73号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第73号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、一級河川権現川貯留施設整備事業に必要であるため、1万141.21平方メートルの土地を取得金額9,316万8,793円で取得することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上 げます。

〇議長(山村惠美子君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(山村惠美子君)** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第37条第3項の規定により 委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。 討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(山村惠美子君)** 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第73号については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

ここで、細美総務部長には一旦退席をお願いいたします。

〔総務部長 細美 健君 退席〕

~~~~~~ () ~~~~~~~

## 日程第6 議案第74号 三次市副市長の選任の同意を求めることについて

〇議長(山村惠美子君) 日程第6、議案第74号三次市副市長の選任の同意を求めることについて を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

**〇副市長(堂本昌二君)** ただいま御上程になりました議案第74号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第74号三次市副市長の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市副市長の堀川 亮氏が令和5年7月14日をもって退職することに伴い、新たに細美 健氏を三次市副市長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、任期は令和5年7月15日から4年を予定しております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上 げます。

O議長(山村惠美子君) 本案は、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は同意することに決しました。

ここで、先ほど副市長の選任の同意を頂きました細美総務部長に入場していただきます。

〔総務部長 細美 健君 着席〕

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第7 発議第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)

○議長(山村惠美子君) 日程第7、発議第5号地方財政の充実・強化に関する意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(6番 中原秀樹君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 中原議員。

[6番 中原秀樹君 登壇]

○6番(中原秀樹君) ただいま御上程となりました発議第5号について、提出者を代表して提案 理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、小田伸次議員、齊木 亨議員、横光春市議員、藤井憲一郎議員、 徳岡真紀議員と私、中原秀樹でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 発議第5号

地方財政の充実・強化に関する意見書(案)

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制 や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な 財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
- 2 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
- 3 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も 含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査 を行うなどし、その財源需要を十分に満たすこと。
- 4 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社 会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への

記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が 予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任にお いて確保すること。

- 5 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
- 6 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税 の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年(2023年)6月30日

三次市議会

以上でありますが、全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

〇議長(山村惠美子君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど請願第1号が採択されましたので、会議規則第21条の規定により、日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加することに決しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第8 発議第6号 公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書 (案)

〇議長(山村惠美子君) 日程第8、発議第6号公共財としての種子を保全・活用するための施策 を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

## 〇議長(山村惠美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(**重信好範君**) ただいま御上程になりました発議第6号について、提出者を代表して提案 理由を申し上げます。

提出者は、鈴木深由希議員、伊藤芳則議員、弓掛 元議員、新田真一議員、増田誠宏議員と 私、重信好範でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

## 発議第6号

公共財としての種子を保全・活用するための施策を求める意見書(案)

昨年11月24日広島県は野菜や水稲の種子の保存をして農家に貸出してきた広島県農業ジーンバンクを2023年3月末で廃止すると発表した。その内容は、広島県農業ジーンバンクに保存されている種子約18,600点のうち、約6,000点を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に、約135点を広島県農業技術センターへ譲渡し、残りは廃棄し、広島県農業ジーンバンクを廃止するとの方針であった。

この発表に広島県農業ジーンバンクを守る会、県種子条例制定を求める活動をした人々、広島県農業ジーンバンクの種子を活用し伝統野菜を栽培してきた有機栽培農家は驚き、存続と施策の再考を求めた。

また、広島弁護士会は2月9日に「広島県農業ジーンバンクの廃止につき再考を求める会長 声明」を出し、中国新聞は2月26日社説で「県と財団は廃止をいったん凍結し、関係者に広 く意見を募って存続の道を探るべきだ」と述べている。

広島県農業ジーンバンクは在来種が失われる危機感から1989年に広島県主導で設置された。このこと自体が誇るべき特徴であり、農業改良普及員やそのOBが県内をくまなく回り、中国四川省に出張し、他の研究機関等と交換して種子を集めたものであり、県内で集められた種子には、その最適な栽培方法や食べ方の情報も蓄積されている。

もう一つの特徴は、貸出し量以上の種子を返すことを条件として一般農家へ無料で種子を貸出し、その際、交雑しない種取りの方法や栽培指導を行ってきた。

広島県は2020年7月に「広島県主要農作物等種子条例」を制定し、奨励品種の選定や優良品種の安定供給に関する県の責務を定めている。条例第1条には「本県農業の生産性の向上、持続的な発展及び食の安全に寄与することを目的とする。」、第3条では「本県農業の競争力の強化や県民への農作物の安定的な供給を基本とし、主要農作物の品種改良並びに種子の生産、普及及び保存に当たっては、地域の気象、土壌等の生産条件、消費者の需要動向等を十分に考慮するとともに、県民の理解を促しながら、生産者をはじめ、関係者との連携及び相互理解の下に行うものとする。」と定めている。広島県農業ジーンバンク廃止の決定は、県民の

理解なく進められており、この条例の趣旨に反するものである。

広島県のように大規模営農に不利な地域ではなおさら、個性的な在来種を活かすべきである。在来種は化学肥料などを使わない有機農業に適しており、有機農業推進を掲げる国の政策とも合致するものである。

国は昨年12月21日に『みどりの品種育成方針』を策定し、その中で「気候変動対応に資する品種育成」の項目を立て、「農林水産業は気候変動の影響を受けやすく、高温によるイネの玄米外観品質の低下や、リンゴやブドウの着色不良・着色遅延、カンキツの浮皮、ニホンナシやモモの発芽不良など、生産面、品質面における被害が顕在化しているだけではなく、イネの開花期高温不稔、牧草の夏季高温による枯死や生育停滞による収量低下なども問題となっている。」としている。

広島県でも2018年の夏が高温で、県北地域で広くイネの開花期高温不稔の2018年産 籾種が確認され、当時の三次農協では2019年春の種籾の84t中、54tの備蓄籾種を使 用することで事なきを得た。

それらを考えれば広島県農業ジーンバンクの存在はむしろ県農業の強みであったはずである。 採取技術を伝える人材育成も急がれる今日、広島県農業ジーンバンクは未来への大きな役割を持っていたといえる。

広島県には、関係者に広く意見を募り、広島県農業ジーンバンクのなくなった新たな環境に 対応していける施策や体制、システムの構築が求められている。

そして、県民の食糧安寧と食の安全・安心を守るため、公共財としての種子を保全・活用するための施策の実現を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年(2023年)6月30日

三 次 市 議 会

以上でありますが、全員の御賛同を頂きたく、提案理由といたします。

○議長(山村惠美子君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村惠美子君) 討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(山村惠美子君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

ここで、細美総務部長から挨拶したい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。 (総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

- 〇議長(山村惠美子君) 細美総務部長。
- ○総務部長(細美 健君) 改めまして、細美でございます。議長のお許しを頂きましたので、一 言御挨拶を申し上げます。

先ほどは、副市長の選任に御同意を頂きまして、誠にありがとうございます。副市長の重責を担わせていただく、その使命と責任の重さをまさに痛感しておるところでございます。もとより甚だ微力な私でございますが、福岡市長の下、三次市の元気づくりのために少しでもお役に立てますよう全力を尽くしてまいります所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、市民の皆様の御理解、御協力を併せてお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

**〇議長(山村惠美子君)** 以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年6月三次市議会定例会を閉会いたします。

15日間にわたる御審議、大変御苦労さまでした。

ここで、議員の皆さんへお知らせいたします。 7月14日付で退任されます堀川副市長より挨拶したい旨、申出がありましたので、お聞きいただきますようお願いいたします。

(副市長 堀川 亮君、挙手して発言を求める)

〇議長(山村惠美子君) 堀川副市長。

〔副市長 堀川 亮君 登壇〕

**○副市長(堀川 亮君)** 議長よりお許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この約3年間、こちらの議場の場で、議員の皆様から、ICT、DXを中心に、様々な観点からの御質問、御指摘を頂きましたが、私自身にとっても非常に学び、そして気づきを与えていただいた3年間でございました。本当に心より御礼を申し上げます。

そして、先ほど御同意いただきました、後任となります細美部長ですが、3年間、私もすぐ そばで一緒にお仕事をさせていただきましたけれども、私などよりはるかに副市長に適任な方 であるということは間違いないことです。安心して三次を去れるという心持ちでございます。

とはいいながら、しかしながら、やはり副市長の職務というのは、議員の皆様方の御理解と 御協力がなければ、これは全く立ち行かないものでございます。何とぞ後任となる細美新副市 長へ温かい御支援を頂きますように、私からのお願いをもちまして、最後の御挨拶させていた だきます。3年間、大変お世話なりました。

○議長(山村惠美子君) 堀川副市長におかれましては、3年間にわたりまして、本市の行政全般 に御尽力を頂きまして、誠にありがとうございます。特にDX推進につきましては、本当に大 きな力を頂けたものと思っております。今後とも新しい赴任先でぜひぜひ御活躍されますよう 御祈念申し上げます。

以上で終わります。お疲れでございました。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

——閉会 午前11時13分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年6月30日

三次市議会議長 山 村 惠美子

会議録署名議員 伊藤芳則

会議録署名議員 山 田 真一郎